

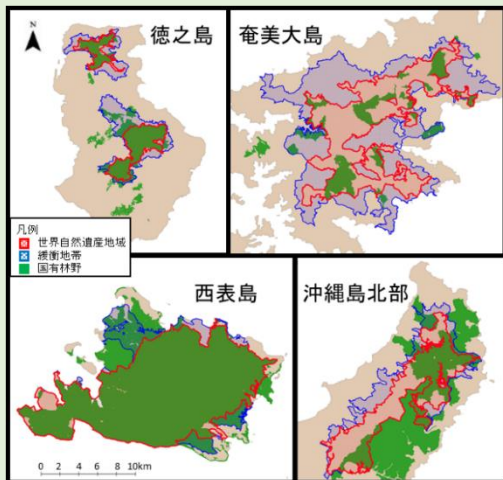
トピックス2 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録と国有林の貢献

(九州森林管理局)

令和3年7月に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が我が国で5か所目となるユネスコの世界自然遺産※に登録されました。

九州森林管理局では、遺産地域の面積（約4万3千ha）の約7割を占める国有林野のほぼ全域について、平成3年から順次「森林生態系保護地域」（注）に設定してきたところであり、希少種保護のための巡視、外来植物の分布状況調査及び駆除、入林状況の把握、希少動物の密猟防止や希少植物の盗採掘防止に係る啓発等の取組を行い、森林の厳格な保護・管理に努めています。

注：保護林（49ページ参照）の一種で、遺産地域には、設定順に「西表島」（平成3年3月）、「奄美群島」（平成25年3月）、「やんばる」（平成29年12月）の3つの森林生態系保護地域を設定。それぞれその特質を踏まえて策定した「森林生態系保護地域保全管理計画」に基づき、遺産地域全体の包括的管理計画等にも整合した厳格な保護・管理を実施。



世界自然遺産地域・緩衝地帯と国有林野の図面

- 鹿児島県奄美市(あまみし) 金作原(きんさくばる)国有林
- 亜熱帯地域に特徴的なヒカゲヘゴ

また、今回の登録に伴い、世界遺産委員会から、西表島等における観光管理、絶滅危惧種の交通事故死減少のための対策、緩衝地帯における森林管理等に対する要請がありました。

委員会からの要請に対応して、同局では、希少な野生生物を保護するため、専門家の意見を聞いて策定した森林生態系保護地域保全管理計画に基づき、希少な野生生物のモニタリング、生息環境の保全、外来植物の駆除等を行っています。また、希少植物の盗採掘や希少動物の車両との衝突死の防止のため、森林管理署等の職員が入林者に注意を呼びかけています。さらに、徳之島では、鹿児島森林管理署が地元関係者と、教育・研究やガイド付きのエコツアーのために「はげ剥岳林道及びみきょう三京林道の利用に関する協定」を締結し、この協定を基に、各林道にゲートを設置して林道の通行を教育・研究目的等の場合や同協議会が行うガイド付きのツアーで入林する場合に限定することにより、保護と利用の調整に取り組んでいます。

今後も、国、県、地元市町村及び地域の関係者が連携して、これらの要請に対応するとともに、引き続き、適切な保全・管理を行っていくこととしています。



- 鹿児島県大島郡(おおしまぐん) 天城町(あまぎちょう) 三京岳(みきょうだけ)国有林
- エコツアーガイドによる入林時の説明 (令和2年2月)

- 沖縄県八重山郡(やえやまぐん) 竹富町(たけとみちょう) 上原(うえはら)国有林
- 希少植物の生育状況の調査 (令和3年6月)

事例 20 特定外来生物の除去による森林生態系の保全

(東北森林管理局 朝日庄内森林生態系保全センター)



- 山形県西村山郡(にしむらやまぐん)朝日町(あさひまち)朝日岳(あさひだけ)国有林
- (左) オオハンゴンソウの駆除作業(令和3年5月)
- (右) 駆除したオオハンゴンソウの計測(令和3年6月)

朝日庄内森林生態系保全センターでは、朝日山地森林生態系保護地域において、平成29年に特定外来生物であるオオハンゴンソウが確認されてから、環境省羽黒自然保護官事務所、山形県、山形県山岳連盟等と協力してオオハンゴンソウの駆除に取り組んでいます。

令和3年度は、関係団体と同センター職員計10名でオオハンゴンソウの駆除作業を実施し、駆除したオオハンゴンソウは約2時間の作業でビニール7袋分(約500株)になりました。

また、駆除方法の違いによる効果を検証するために、令和2年度に地上部だけの刈取り(地上部駆除)と根茎までの除去(根茎駆除)の試験区を設定し、令和3年度にオオハンゴンソウの本数と高さを計測しました。検証の結果、地上部駆除よりも根茎駆除の方が翌年の再生数が約4割少ないことがわかりました。この結果を踏まえ、今後は根茎ごと駆除することとしています。

オオハンゴンソウは繁殖力が強く、生育範囲が急激に広がることから、引き続き関係団体と協力しながら朝日山地の生態系を守る活動を続けていきます。

事例 21 環境省と連携した希少な野生生物の保護

(北海道森林管理局)



- ・北海道 根釧東部森林管理署管内 (希少種保護のため生息地が特定されないよう詳細を記載していない)
- ・(左) シマフクロウのヒナ (右) シマフクロウの巣箱

林野庁と環境省は、国立公園と国有林における連携を推進し、国立公園と国有林が重なる地域において、優れた自然の保護と利用の両立を目指して、全国で様々な取組を実施しています。そのうち、知床国立公園は、両省庁連携の重点地域の一つとなっており、北海道森林管理局では、環境省北海道地方環境事務所と連携して、シマフクロウの生息地における生息・繁殖条件の改善及び生息環境の整備に取り組んでいます。

シマフクロウは、道東地域を中心に生息する絶滅危惧種の猛禽類です。安定的な生息、繁殖が困難なことなどから、これまでも長く両省庁連携による保護増殖の取組が同局管内各地で進められてきました。

同局は、平成7年から順次、つがいの安定的な生息に必要な国有林野を保護林に設定して保護・管理しているほか、餌となる魚類の遡上のための河川工作物の改良や、生息環境改善のための針広混交林化等に取り組んできました。

令和3年度にも、同局は、既存の生息地からの個体の拡散を図るため、環境省による国有林野内における巣箱の更新等に協力したほか、国有林野内における生息状況の調査を行い、結果を環境省と共有しました。

これらの取組等により、平成5年度に全道で約100羽と推定されていた個体数が現在では150羽を超えるなど、生息状況は改善しつつあります。しかしながら、孤立した生息地への対応など継続した取組が必要であり、同局では今後も、環境省と連携しつつ、シマフクロウの保護増殖に取り組んでいきます。